

(平成24年5月9日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認宮城地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	16 件
国民年金関係	8 件
厚生年金関係	8 件

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成6年12月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年11月から6年3月まで  
② 平成6年12月

私は、申立期間①当時、学生であったため、平成5年11月頃に父親が国民年金加入手続及び保険料免除申請をA町役場（当時）で行ったはずであり、当該申立期間について、学生たる被保険者として国民年金保険料が免除されていたものと認めてほしい。

また、申立期間②当時は、パートで勤務していたB事業所から支給された賞与により、平成6年7月から同年12月までの国民年金保険料（6万円から7万円）をまとめて納付しており、保険料が未納となっていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、オンライン記録により、平成6年7月から同年11月までの5か月分の国民年金保険料は、同年12月13日に納付していることが確認でき、申立期間直後の7年1月から同年3月までの保険料についても毎月納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間直前の5か月分の保険料を納付し、申立期間を未納としたまま、申立期間直後の保険料を毎月納付したとするのは不自然である。

また、B事業所によれば、申立期間当時、申立人は同事業所に在籍し、賞与は支給しており、申立人がまとめて納付したと記憶する金額は、平成6年7月分から申立期間②を含む6か月分の国民年金保険料額とおおむね一致する上、申立期間は1か月と短期間である。

一方、申立期間①について、申立人は、平成5年11月頃にA町役場で、

その父親が、申立人の国民年金加入手続及び学生たる被保険者に係る保険料免除申請を行ったとしているところ、C市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によれば、申立人の新規取得の処理日が「H06.02.22」と記載されていることから、申立人は当該時期にC市において国民年金加入手続を行い、20歳に到達した5年\*月\*日に遡って被保険者資格を取得したものと推認できる上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間当時、A町（現在は、D市）で、申立人の父親が国民年金加入手続等を行ったとは考え難い。

また、申立人に係るC市の国民年金被保険者名簿（電子データ）によると、申立期間の保険料は未納と記録されている上、学生たる被保険者に係る保険料免除申請が行われた記録は確認できない。

さらに、オンライン記録により、申立期間①のうち、平成5年11月及び同年12月については、申立人が7年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得したため、同年4月分及び同年5月分の国民年金保険料が充当処理されたことにより、納付済みとなっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間①に係る国民年金保険料を学生たる被保険者として免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間①の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成6年12月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

宮城厚生年金 事案 2720 (事案 645 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、申立期間⑪のうち、昭和42年8月を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく船員保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく船員保険料を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和30年10月21日から31年10月21日まで  
② 昭和33年9月30日から34年1月3日まで  
③ 昭和34年8月31日から同年11月20日まで  
④ 昭和35年4月29日から同年5月4日まで  
⑤ 昭和40年9月12日から41年1月26日まで  
⑥ 昭和41年7月30日から同年10月16日まで  
⑦ 昭和47年5月31日から同年6月8日まで  
⑧ 昭和38年8月2日から39年9月1日まで  
⑨ 昭和40年8月1日から同年9月12日まで  
⑩ 昭和41年1月26日から同年7月30日まで  
⑪ 昭和42年8月1日から同年10月1日まで  
⑫ 昭和43年5月20日から45年7月24日まで  
⑬ 昭和45年11月14日から47年5月31日まで  
⑭ 昭和47年6月8日から50年9月1日まで  
⑮ 昭和51年8月1日から53年3月1日まで

申立期間①から⑦までについては、船員保険の被保険者期間とされていないが、船員保険に加入していたので、記録を訂正してほしい。

申立期間⑧から⑮までについては、ほぼ最高額の標準報酬月額となるべきであり、現在の標準報酬月額が支給されていた給与額に基づく標準報酬月額より少ないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、株式会社Aにおける申立期間①については、i) 申立人が保管する船員手帳には、「雇止年月日 昭和30年11月24日、雇止事由 病気」の記載があるほか、船員保険被保険者名簿に、被保険者資格喪失後の継続療養給付を受給していることを示す「喪失後受給」の記録があること、ii) 上記名簿では、申立人の氏名は見当たらず、被保険者番号に欠番は無いこと、iii) 申立人は陸上での作業に従事していたとしているが、株式会社Aの健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間①において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無いことから、厚生年金保険被保険者であったとも考え難いことなどから、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき申立人に対し、平成21年4月2日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、B株式会社における申立期間②及び③については、i) 船舶所有者の子の妻は、船舶所有者及びその子(夫)は既に死亡しており、当時の資料は残っていない旨回答していること、ii) 当該事業所の元事務長も、社会保険料を控除したことを示す当時の資料は残っていない旨回答していること、iii) 申立人が保管する船員手帳には、「雇止年月日 昭和33年9月22日、雇止事由 講習のため」、「雇入年月日 昭和33年12月16日」及び「雇止年月日 昭和34年8月27日、雇止事由 受講の為」との記載があること、iv) 船員保険被保険者名簿には、申立期間②及び③において、申立人の氏名は見当たらず、被保険者番号に欠番は無いこと、v) 申立人は、申立期間②及び③において、講習会受講のため陸上で勤務していたとしているが、B株式会社は厚生年金保険の適用事業所とはなっていないことなどから、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことを理由として、申立期間①と同様に年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、C株式会社における申立期間⑤及び⑥については、i) 申立人が保管する船員手帳に、「雇止年月日 昭和40年9月8日、雇止事由 病気」、「雇入年月日 昭和41年1月26日」及び「雇止年月日 昭和41年7月25日、雇止事由 病気」の記載があるほか、船員保険被保険者名簿には、申立期間⑤及び⑥において、申立人の氏名は見当たらず、被保険者番号に欠番は無いこと、ii) 申立人は、申立期間⑤及び⑥において陸上での作業に従事していたとしているが、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、当該期間において申立人の氏名は見当たらず、健康保険の番号に欠番は無いことなどから、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていた

と認めることはできないことを理由として、申立期間①と同様に年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、D株式会社における申立期間⑦については、前回申立てを行った期間のうち、記録の訂正が認められなかった期間についての申立てであり、i) 申立人が保管する船員手帳には、「雇止年月日 昭和 47 年 5 月 8 日、備考 本人の申出に依る」の記載があること、ii) D株式会社から申立人に係る在籍証明書が発行されており、当該証明書によると、申立人は、昭和 47 年 5 月 31 日まで船舶Eに乗り組み、同年 6 月 8 日から船舶Fに乗り組んでいたとされていることなどから、申立人が船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないことを理由として、申立期間①と同様に年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

- 2 今回、申立人は、前回の審議結果に納得できないとして再申立てを行っているほか、新たに、申立期間④について加入期間とされていないこと、及び申立期間⑧から⑮までの標準報酬月額記録に納得できないことについて申し立てしているところ、C株式会社における申立期間⑩に係る標準報酬月額のうち、昭和 42 年 8 月について、申立人が保管する同年 8 月 18 日付け賃金支払明細書の控除額欄に「船員保険料 10～8 月 58,080 円」、船員保険欄に「月額標準報酬 80,000 円、自己負担保険料 5,280 円」と、それぞれ記載されており、標準報酬月額 8 万円に相当する保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立人の昭和 42 年 8 月に係る標準報酬月額については、8 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、賃金支払明細書において確認できる船員保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行っていたか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

- 3 一方、株式会社Aにおける申立期間①について、今回、申立人が当時船長であったとする者に照会したところ、「申立人と一緒に乗り組んでいたが、申立人の乗船期間、陸上勤務の期間及び保険料の控除については分からない。」旨回答している。

また、B株式会社における申立期間②及び③について、申立人は、講習会受講のため陸上勤務をしていたが、船員保険の加入期間であると主張しているところ、今回、照会した申立人の知人で関連行政機関に勤務していた元職員は、「会社の命令で講習会に参加している場合は、船員

手帳上、雇止めになっても、雇用契約は継続しているものである。当時、事業主が保険料を控除していたかどうかまでは分からないが、保険に加入していることが受講の条件とはなっていない。」旨回答している。

さらに、C株式会社における申立期間⑤及び⑥について、同社の当時の事業主の子は、今回の照会に対し、「事業主であった父は既に死亡し、現在は事業を行っておらず、関係書類も一切残っていないので、当時の状況は分からない。」旨回答している。

加えて、D株式会社における申立期間⑦について、今回、照会した同僚は、「私は、昭和46年3月から53年8月まで、申立人と同じ船に乗っていたが、申立人の申立期間に係る乗船年月日については分からない。私の船員手帳の雇用期間と船員保険の記録は一致しており、47年5月8日から同年11月4日までは船員手帳に記録が無く、乗船していなかったのかも知れない。」旨回答しており、申立期間①から③まで及び申立期間⑤から⑦までについて、当時の勤務実態及び船員保険料の控除等につながる新たな証言等を得ることができなかった。

このほか、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から③まで及び申立期間⑤から⑦までに係る船員保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

- 4 今回、新たに申立てのあったG株式会社における申立期間④について、同社の事業主は、「申立期間当時の資料が無く、申立期間に係る届出、保険料の控除及び納付の状況については不明である。」旨回答している。

また、同僚に照会したところ回答のあった3人のうちの2人は、昭和35年当時、船舶Hに申立人と一緒に乗り組んでいたが、申立人の乗船期間及び保険料の控除については不明であるとし、ほかの1人は申立人について覚えていないとしており、申立人の当時の勤務状況及び保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間④に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

- 5 今回、新たに申立てのあった申立期間⑧から⑮までのうち、C株式会社における申立期間⑧から⑩まで及び申立期間⑪のうち昭和42年8月1日から同年9月1日までを除く期間に係る標準報酬月額については、当該事業所の当時の事業主の子は、「現在は事業を行っておらず、関係書類も一切残っていないので、報酬月額等については分からない。」旨

回答している。

また、当該期間について、申立人に係る船員保険被保険者名簿の標準報酬月額、オンライン記録と一致しているほか、同僚の標準報酬月額と比較しても、申立人の標準報酬月額のみが低く届け出られていた状況は認められない。

D株式会社における申立期間⑫から⑮までに係る標準報酬月額については、同社では、「当時の書類が残っていないので、標準報酬月額等については分からない。」旨回答している。

また、申立人が保管するD株式会社の歩合金計算書又は歩合金精算書の20枚については、合計支給額及び船員保険料控除額の記載はあるが、昭和44年10月21日の日付のある1枚を除き支給年月の記載が無く、20枚全てに保険料の控除対象となった期間の記載も無いことから、当該期間に係るオンライン記録の標準報酬月額から算出した船員保険料と歩合金計算書又は歩合金精算書に記載された船員保険料控除額とを照合した結果、20枚のうち10枚はオンライン記録に見合う保険料と一致し、残りの10枚もおおむね一致していることが確認できる。

なお、固定給と歩合給の両方を受給する船員の船員保険に係る標準報酬月額は、一般に前年の水揚げ高に係る売上げに基づく歩合給や固定給等を基に計算されているため、当該歩合金計算書又は歩合金精算書に記載された歩合給や固定給の支給総額を基に計算されているものとは考え難く、また、申立人が保管するD株式会社に係る源泉徴収票及び確定申告書に記載されている保険料控除額についても、当該源泉徴収票記載の支払金額及び確定申告書記載の給与に対応しているとは考え難い。

さらに、申立期間⑫について、申立人は、昭和45年8月1日から同年11月17日まで失業保険金を受給し、その支給日額は1,602円であったことを挙げて、受給前の船員保険の標準報酬月額は13万4,000円であると主張しているが、当該支給日額を基に標準報酬月額を算出するとオンライン記録と同額の8万円となるほか、申立期間⑫から⑮までについて、申立人に係る船員保険被保険者名簿の標準報酬月額はオンライン記録と一致している。

このほか、申立期間⑧から⑮までの期間（申立期間⑩のうち昭和42年8月1日から同年9月1日までを除く。）について、申立人がその主張する標準報酬月額に相当する船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における資格取得日に係る記録を昭和47年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月1日から同年9月1日まで

私は、昭和47年7月1日付けで、C株式会社D支店E出張所から関連会社のA株式会社に異動し、56年8月21日まで継続して勤務していた。途中で2か月間退職したことは無いので、A株式会社の厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B株式会社の回答、複数の元同僚の証言及び雇用保険の加入記録から判断すると、申立人は、申立てに係る関連会社に継続して勤務し（昭和47年7月1日にC株式会社からA株式会社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和47年9月のオンライン記録から6万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が存在しておらず不明としているが、申立期間当時、A株式会社は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかった（A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった日は、当初、昭和47年9月1日と記録されていたが、年金記録確認F地方第三者委員会のあっせんの判断を受け、同年7月1日に訂正された。）と認められることから、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から③までに係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における平成16年8月10日、同年12月15日及び17年8月10日の標準賞与額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間④に係る標準報酬月額のうち、平成15年11月から16年7月までの期間及び同年9月から17年6月までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、15年11月から16年6月までは20万円、同年7月は22万円、同年9月は20万円、同年10月から17年1月までは22万円、同年2月は20万円、同年3月から同年6月までは22万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和58年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年8月10日  
② 平成16年12月15日  
③ 平成17年8月10日  
④ 平成15年11月20日から17年7月1日まで

申立期間①から③までについて、私が所持しているA株式会社の賞与の明細書では、厚生年金保険料が控除されているが、厚生年金保険の記録が無いので年金記録として認めてほしい。

申立期間④について、私が所持しているA株式会社の給与支払明細書に記載されている給与支給額と厚生年金保険の標準報酬月額が相違しているため、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から③までに係る標準賞与額の記録が無いこと、及び申立期間④に係る標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準賞与額（又は標準報酬月額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額、及び申立人の賞与額（又は報酬月額）のそれぞれに見合う標準賞与額（又は標準報酬月額）の範囲内であることから、これらの標準賞与額（又は標準報酬月額）のいずれか低い方の額を認定し、記録訂正の要否を判断することとなる。

申立期間①から③までについて、申立人が所持する賞与の明細書、A株式会社が保管する平成16年度の賞与に関する記録及び17年度夏季賞与の明細書から、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

したがって、申立期間①から③までに係る標準賞与額については、申立人が所持する賞与の明細書、A株式会社が保管する平成16年度の賞与に関する記録及び17年度の夏季賞与の明細書から確認できる賞与額又は厚生年金保険料控除額から、10万円とすることが妥当である。

また、申立期間①から③までに係る賞与の支給日については、申立人が所持する賞与の明細書に記載は無いが、A株式会社は、「例年の支給時期及び当時のカレンダー等から、申立期間①は平成16年8月10日、申立期間②は同年12月15日、申立期間③は17年8月10日と考えられる。」旨回答している。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社では、申立期間①から③までに係る賞与額の届出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人の申立期間①から③までに係る標準賞与額に見合う厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間④について、申立人が所持する給与支払明細書、A株式会社が保管する平成15年度及び16年度の部門別一覧表、並びに17年度の源泉徴収台帳によると、申立期間④に係る標準報酬月額のうち、平成15年11月から16年7月までの期間及び同年9月から17年6月までの期間については、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高額な厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

したがって、上記期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与支払明細書、A株式会社が保管する部門別一覧表及び源泉徴収台帳において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から、平成15年11月から16年6月までは20万円、同年7月は22万円、同年9月は20

万円、同年10月から17年1月までは22万円、同年2月は20万円、同年3月から同年6月までは22万円と訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は、誤った報酬月額届出を行ったことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人が所持する給与支払明細書、当該事業所が保管する部門別一覧表及び源泉徴収台帳において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う厚生年金保険料についての納入の告知を行っておらず、事業主は、平成15年11月から16年7月までの期間及び同年9月から17年6月までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間④に係る標準報酬月額のうち、平成16年8月については、申立人が所持する給与支払明細書、A株式会社が保管する部門別一覧表において確認できる報酬月額又は厚生年金保険料控除額から19万円となるが、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法による記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和48年10月15日に、資格喪失日に係る記録を49年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、48年10月は9万8,000円、同年11月は9万2,000円、同年12月は8万円、49年1月から同年6月までは9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月15日から49年7月1日まで

私は、昭和45年にA株式会社に入社し、48年10月15日に同社C支店から同社D事業所に異動した。

異動後も切れ目無く勤務を継続し、給与から厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間が厚生年金保険の未加入期間とされているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社が保管する社員カード、雇用保険の記録、E健康保険組合の記録及び申立人が所持する給与明細書によれば、申立人は申立期間において継続してA株式会社に勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人が勤務したA株式会社D事業所は、申立期間において厚生年金保険の適用事業所となっていないが、オンライン記録によれば、当該事業所が適用事業所となった昭和49年7月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している者の大部分が、申立期間においては同社B支店で厚生年金保険に加入している上、申立人が自身と同様に同社C支店から同社

D事業所に異動したとする同僚も、同社C支店で被保険者資格を喪失した後、同社D事業所が適用事業所となるまでの期間は同社B支店で被保険者資格を取得していることから、同社では、新設された同社D事業所が厚生年金保険の適用事業所となるまでは、当該事業所の従業員を同社B支店において厚生年金保険に加入させる取扱いをしていたことが推認される。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額及び総支給額から、昭和48年10月は9万8,000円、同年11月は9万2,000円、同年12月は8万円、49年1月から同年6月までは9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われていないと認められる。その結果、社会保険事務所は申立人に係る昭和48年10月から49年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 4 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月から同年 9 月まで

私は、申立期間当時、A 市にある B 事業所に勤務していたが、厚生年金保険には加入していなかったため、国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していた。

申立期間が未納とされていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、昭和 59 年 1 月 23 日に C 市において初めて払い出されていることが確認でき、ほかに申立期間に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された記録は見当たらないことから、申立期間は未加入期間であり、当該期間の納付書は発行されることは無く、申立期間の国民年金保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、申立期間当時、A 市にあった B 事業所に勤務していたとしているところ、その雇用保険記録は確認できない上、当該事業所とみられる事業所では、「当時の事業主は既に亡くなっており、当時の資料も残っていないので、申立人が当事業所で勤務していたかどうかは分からない。」旨回答している。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付方法等を覚えておらず、一緒に納付した者もないとしていることから、申立人の申立期間の納付状況を確認することができない。

このほか、申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付

していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年3月から61年3月まで

私は、昭和54年3月にA市役所B支所で国民年金の加入手続きを行った際、付加年金の説明を受け、付加保険料を納付することにした。申立期間は定額保険料と付加保険料を納付していたはずであるので、付加保険料の納付も認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿によれば、申立人は、昭和54年3月1日に任意加入により被保険者資格を取得した記録は確認できるものの、付加保険料を納付する者（以下「付加納付被保険者」という。）となった記録は見当たらないことから、付加年金は未加入として取り扱われており、申立期間の付加保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が所持するA市発行の国民年金保険料納付状況証明書（昭和55年12月8日付け）に付加保険料が納付されたことをうかがわせる記述は見当たらない上、申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録欄に記載されている昭和54年3月から55年12月までの期間の納付済保険料は、定額保険料であることが確認できる。

さらに、申立人は、昭和55年12月にA市からC町に転居しているところ、同町の国民年金被保険者記録において、付加納付被保険者資格を取得した記録は見当たらない上、申立人が所持する同町発行の昭和58年度国民年金保険料納付通知書兼領収証書に記載されている保険料額は、付加保険料を含まない定額保険料であることが確認できる。

加えて、申立人が所持する国民年金手帳に、昭和54年3月1日に任意

加入により被保険者資格を取得した記載はあるものの、付加納付被保険者となった旨の記載は無い。

このほか、申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 宮城国民年金 事案 1672 (事案 1549 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 50 年 3 月まで  
申立期間当時、私の居住地区にあった A 団体は、私が同団体に加入していなくても、水道料金の徴収に併せ、私と夫の国民年金保険料を集金し、B 金融機関 (現在は、C 金融機関 D 支店) において納付していたので、調査の上、申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の夫の国民年金被保険者期間に国民年金保険料納付済期間は無く、申立人の夫の申立期間における納付記録は、夫婦二人分の保険料を一緒に納付したとする申立人の主張と相違した記録となっていること、ii) 申立人の夫は既に亡くなっており、申立期間に係る国民年金保険料の納付状況は不明であること、iii) 申立人が住んでいた地区における納付組織の委員及び A 団体の活動を行っていたとする者から、申立人に係る国民年金保険料を集金していたとする証言が得られなかったことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 23 年 11 月 25 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間当時の A 団体では、同団体に加入していない申立人の国民年金保険料等を集金し、B 金融機関において納付していたとして、再申立てを行っている。

しかし、申立人が記憶する A 団体の役員だったとする者は、申立期間当時は役員ではなかったとしていることから、申立人の国民年金保険料の集金等について、具体的な証言を得ることができなかった。

また、C 金融機関 D 支店は、申立期間当時の資料は保管していないとしていることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料の納付について

確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間が国民年金保険料の納付済期間である資料として、申立人及びその夫に対して昭和 63 年に送付された「国民年金保険料納入催告書」及び「国民年金集合徴収（年金相談）案内状」を提出し、未納期間についてはE市役所（当時）及びF社会保険事務所（当時）から当該資料が送付されたが、申立期間については当該資料が送付されていないことから、保険料納付済期間であったはずと主張しているが、申立人に係る国民年金被保険者台帳及びE市（現在は、G市）が作成した国民年金被保険者名簿によると、申立期間は保険料免除期間であり、当該資料が送付されることは無いと考えられることからすると、申立人の主張は認め難い。

加えて、申立人は、老齢基礎年金受給について相談し、国民年金保険料の納付指導に基づき、国民年金保険料を納付した際に、申立期間が保険料免除期間であることは説明されていないことから、保険料納付済期間であったはずであると主張しているが、オンライン記録によると、申立人は、平成9年3月13日に14か月分、及び10年9月28日に8か月分の保険料をそれぞれ納付したことにより、保険料納付済期間 25 か月と保険料免除期間 277 か月とを合算（302 か月）して老齢基礎年金の支給要件を満たしていることが確認できることから、国民年金保険料の納付指導の際に、申立期間が保険料免除期間であると説明されていないことをもって、申立期間の国民年金保険料は納付済みであるとする申立人の主張は認め難い。

その上、G市は、申立期間当時のE市における国民年金保険料の納付方法について、昭和 48 年度以降は納付書方式であったとしていることから、申立期間のほとんどの期間の国民年金保険料は、国民年金手帳に国民年金印紙を貼付する印紙検認方式により納付することとなり、B金融機関において国民年金保険料を納付したとする申立人の主張は、当時の取扱いと相違している。

このほか、申立人の国民年金被保険者期間において、未納期間は6期間、147 か月が認められ、必ずしも納付意識が高かったとは言い難い上、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から平成11年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から平成11年8月まで

私が厚生年金保険に加入していた期間、及びA県B市で国民年金に加入していた期間（昭和52年12月から平成11年8月まで）とは別に、C郡D町（現在は、E市）に住んでいた父親が、私と弟及び義姉の国民年金保険料も納付していたと聞いており、父親が死亡した後は兄が私の保険料を納付していたと思う。

申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が厚生年金保険に加入していた期間、及びA県B市において納付した昭和52年12月から平成11年8月までの国民年金保険料とは別に、父親又は兄がD町において申立期間の保険料を納付していたと思うと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和35年10月15日にD町で払い出されていることが確認できる。

しかしながら、国民年金被保険者資格は住民登録をしている市町村において取得することとなるところ、i) 申立人は、昭和38年1月頃にA県B市に住所を異動したと述べているとともに、住民票によると、少なくとも39年1月には同市に転居していることが確認でき、以後、同市に在住していることが確認できること、ii) E市に確認したが、申立人のものとみられる国民年金被保険者名簿は見当たらない上、A県B市の国民年金に係る「年度別納付状況リスト」によると、申立人は、35年10月1日に国民年金被保険者資格を取得し、国民年金保険料の徴収が開始される前の36年3月1日に同資格を喪失しており、その後、52年12月1日に同資格

を再取得するまでの期間については国民年金に加入していた形跡が見当たらないことから判断すると、申立人の父親又は兄がD町において、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

また、昭和35年10月15日にD町において払い出された国民年金手帳記号番号以外に、同町において申立人に別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できない。

さらに、申立人の父親又は兄がD町において申立人の分と一緒に保険料を納付していたとする申立人の弟の国民年金加入期間には一部未納期間がみられる上、義姉から聴取しても父親又は兄が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

加えて、申立期間は、約38年と長期に及んでおり、これだけの長期にわたり、関係行政機関が記録管理を誤るとは考え難い上、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の父親等は既に亡くなっており、申立期間当時の保険料の納付状況等が不明である上、申立人の父親又は兄が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年5月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年5月から53年3月まで

私は、昭和52年に20歳になったので、A区役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、同年5月から同年11月まではA区にある勤務先で支給された給与から天引きされ、経営者が納付していた。同年12月にC町（現在は、D市）に住所を移転してからは、同町の窓口で保険料を納付したので、申立期間を保険料の納付済期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和52年にA区役所B出張所で国民年金の加入手続を行い、同区に住んでいた同年5月から同年11月までは、勤務先の経営者が給与から国民年金保険料を天引きして納付していたと主張しているが、申立人が同区で国民年金に加入していた記録は見当たらない上、勤務先の経営者は、保管している帳簿をみると、給与から所得税は控除しているが、国民年金保険料は控除していないとしているほか、申立期間当時、国民年金に加入していた元同僚は、給与から保険料は控除されておらず、保険料は自分で納付していたと述べている。

また、申立人は、昭和52年12月11日にC町に転入し、同町役場に勤務していた叔母と一緒に国民年金に関わる手続等を行ったとしているが、その叔母は、いつのことか覚えていないが、申立人に国民年金の担当者を紹介したことは覚えているものの、国民年金に関する手続及び保険料納付については分からないとしている。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年9月30日にC町で払い出されていることが確認で

きるところ、この時点では、申立期間の国民年金保険料は、過年度納付が可能であるものの、申立人は、申立期間の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いとしていることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、C町の国民年金被保険者名簿において、申立期間は未納と記録されているところ、この記録はオンライン記録と一致しているほか、申立人は申立期間に係る国民年金保険料の納付等に関して記憶が定かでない上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和50年12月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立人の平成10年4月から11年3月までの期間及び13年4月から15年8月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和50年12月から52年3月まで  
② 平成10年4月から11年3月まで  
③ 平成13年4月から15年8月まで

申立期間①は、A県の会社を退職後、B県C市の実家に戻ったが、昭和51年にD市の専門学校に入学するため転居した。卒業までの間、国民年金保険料は実家の両親が納付していたはずである。

申立期間②及び③は、自己破産をした上、高額な医療費の支払のために保険料を納付できないことを役所へ相談に行き、必要な手続きをしてきたはずである。

申立期間①を国民年金保険料納付済期間として、申立期間②及び③を申請免除期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、実家の両親が国民年金保険料を毎月納付していたと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年6月30日にD市で払い出されていることから、申立人の加入手続は同年6月頃に行われたものと推認され、50年12月21日に遡って被保険者資格を取得したものと考えられる。したがって、加入手続が行われた時点では、申立期間①は過年度となり、申立人の両親が、申立人の実家があるB県C市の役場か金融機関で定期的に納付していたという申立人の主張とは符合しない。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた

ことをうかがわせる事情は見当たらない上、申立期間の保険料を納付していたという両親については、父親は既に死亡しており、母親は病気のため事情を聴取することができないことから、当時の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の両親が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 2 申立期間②について、申立人自身がD市E区役所で申請免除の手続を行ったと述べているが、オンライン記録によれば、申立人に係る不在記録として「不在決定年月：平成10年5月 不在判明年月：平成11年4月」の記録が確認できる。この不在期間と申立期間②は、ほぼ一致しており、社会保険事務所（当時）が不在決定処理を行った平成10年5月の時点では、申立人の所在は不明であった可能性が高く、当時の免除申請適用基準の要件（免除周期は4月から翌年3月まで、免除申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年度の末日までの必要と認められる月まで）に照らし合わせると、同年4月から申請免除が適用となるためには、同年5月中に申請手続が必要であったことから、申立人の申請免除手続が行われなかったとしても不自然ではない。
- 3 申立期間③について、申立人の住民票及び戸籍の附票によれば、当該期間中である平成15年3月6日にD市E区F地区の住所が職権消除され、同年10月27日に同市同区G地区（現住所）に住所設定されていることが確認できる。同市では、職権による消除を行うためには、居住確認の実態調査を半年から1年程度掛けて実施する旨述べていることから、申立人は、申立期間③のうち相当程度の期間が所在不明であったことがうかがえる。

また、オンライン記録によれば、職権消除後の住所設定日である平成15年10月27日直後の同年10月31日に申請免除の記録が確認できるところ、申請免除の適用年月が前月の同年9月からとなっており、当時の免除申請適用基準の要件（免除周期は7月から翌年6月まで、免除申請のあった日の属する月の前月から申請のあった日の属する年の6月まで（申請のあった日の属する月が7月から12月までの場合は翌年の6月まで））に照らし合わせると、一連の事務処理に不自然さはみられない。

- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたもの並びに申立期間②及び③の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年9月から47年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月から47年7月まで

私は、20歳になった昭和46年\*月頃に父親が国民年金の加入手続きを行い、家族の国民年金保険料と一緒に私の保険料も納付組織に納付していたと聞いている。

申立期間を国民年金保険料の納付済期間と認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時に父親が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していたと述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の手帳記号番号は、昭和59年3月16日にA町（現在は、B市）で払い出されていることが確認できる上、同町の国民年金被保険者名簿（紙名簿）には、58年3月2日に国民年金被保険者資格を新規取得している記録が確認できる。

このため、申立人の国民年金の加入手続きは昭和59年3月頃に行われ、厚生年金保険被保険者資格を喪失した58年3月に遡って国民年金被保険者資格を取得したものと推認されるどころ、申立期間は国民年金の未加入期間として取り扱われており、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立人が20歳になった昭和46年\*月当時居住していたC県D市の国民年金被保険者名簿を管理している日本年金機構からは、申立人の同名簿等は確認できなかった旨の回答を得ており、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情も見当たらない。

さらに、申立人自身は、申立期間の国民年金の加入手続き及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、これを行ったとする父親は既に亡くなって

いることから、国民年金の加入状況や保険料の納付状況等が不明である上、父親が申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から55年5月までの期間、平成3年4月から同年5月までの期間、4年2月から5年1月までの期間、8年8月から12年9月までの期間及び13年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年3月から55年5月まで  
② 平成3年4月から同年5月まで  
③ 平成4年2月から5年1月まで  
④ 平成8年8月から12年9月まで  
⑤ 平成13年1月から同年3月まで

私は、昭和42年3月にA株式会社を退職後、すぐに国民年金に加入し、平成16年3月まで納付できる期間の国民年金保険料を納付しているが、年金記録を確認したところ、未加入期間及び未納期間とされている期間があり、納付できないので、調査の上、記録の訂正をしてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A株式会社を退職後の昭和42年3月頃に国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人の国民年金手帳記号番号は55年7月7日にB町で払い出されている上、申立人が所持する年金手帳によれば、同年6月3日に任意加入被保険者として資格を取得したことが確認できることから、申立期間は未加入期間として取り扱われ、申立人に対して納付書が発行されることは無く、保険料を納付することができなかつたと考えられる。

また、申立期間①当時、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②、③、④及び⑤については、B町の国民年金被保険者名簿及

びC市の国民年金被保険者記録表においても未納となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間②、③及び④については、当該期間に国民年金に加入していた申立人の夫も未納となっている。

このほか、申立期間は合計で226か月と長期間に及び、申立人は、申立期間を通じて同一町内に居住しており、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤ることは考え難い上、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで  
私の夫は、昭和12年から株式会社A（現在は、B株式会社）に勤務していた。

厚生年金保険の加入対象の範囲が一般労働者にまで拡大されたのは、昭和19年10月1日からである旨年金事務所から説明を受けたが、実弟と同じく申立期間は筋肉労働者として勤務していたので、申立期間を労働者年金保険の加入期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

B株式会社が提出した社員名簿、経歴書及び在籍証明書等から、申立人が昭和12年に同社に採用され、申立期間中も継続して同社に勤務していたことは推認できるが、同社は申立期間当時の年金に関する資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る労働者年金保険の取扱いについて確認することができない。

一方、労働者年金保険法の加入対象者は、工業・鉱業等の事業所に勤務する男子筋肉労働者のみとされており、加入対象の範囲が一般労働者にまで拡大されたのは、厚生年金保険法が施行された昭和19年6月1日（被保険者期間としては、昭和19年10月1日）からであるところ、申立人の実弟及び申立人の妻が申立人の同僚として名前を挙げた複数の者は既に死亡していることから証言が得られなかったが、株式会社Aに係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿に記録のある別の同僚から、「申立人はC職種だったので、労働者年金保険法の規定する筋肉労働者には当たらないと

思われる。」旨の回答があった。

また、i) 健康保険労働者年金保険被保険者名簿、ii) 年金手帳の記号番号払出簿、iii) 厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、iv) 厚生年金保険被保険者台帳索引票の各資料によると、申立人の被保険者資格取得日が昭和19年10月1日と記載されていることが確認でき、オンライン記録と一致している上、上記ii及びivの資料の備考欄には、厚生年金保険法が施行され、被保険者の適用範囲が拡大された同年6月1日以降に新たに被保険者となったことを表す「改」又は「**改**」の表示がある。

さらに、労働者年金保険のオンライン記録がある実弟及び申立人の妻が申立人の同僚として名前を挙げた複数の者の上記ivの資料の名称は、申立人の場合と異なり、労働者年金保険被保険者台帳索引票となっており、被保険者台帳記号番号も申立人より早い時期に付与された番号となっている。

加えて、上記iの資料において、申立人に係る年金番号の欄に年金番号の記載が無く、「いない」の書き込みがあるが、これは、事務職として一般労働者であったことが確認できる他の同僚の記録と同様であることが確認できる。

なお、上記iの資料で、申立人が昭和13年7月1日に被保険者資格を取得し、18年12月31日に被保険者資格を喪失しているのは、健康保険のみの記録であると思われ、その後、同資料では、申立人が19年10月1日に被保険者資格を取得した記録が確認できるが、年金番号の欄の前に「**年**」の表示が記載されていることから、申立人は、この時点で厚生年金保険に加入したものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 2 月 1 日から 63 年 3 月 28 日まで  
私は、昭和 58 年 2 月から 63 年 3 月まで、株式会社 A に勤務したが、標準報酬月額が実際に支給された給与の半額ぐらいの記録とされているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、実際に支給された給与総額は、オンライン記録の標準報酬月額の 2 倍ぐらいであったと主張しているが、当該期間に係る給与明細書等は見当たらない上、株式会社 A は既に倒産し、事業主も死亡しているため、当該期間に係る申立人の給与総額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立人が提出した家計簿の記録から、申立期間のうち、昭和 58 年 2 月から 59 年 8 月までの期間における給与の差引支給額は、オンライン記録の標準報酬月額よりも高額であり、おおむね 2 倍であることが推認できるものの、保険料控除額について確認できる記載は見当たらない。

さらに、同僚であった複数の者に照会したが、当時の給与明細書等を保管している者は見当たらないことから、申立期間に係る申立人の給与総額及び保険料控除額について推認することができない。

加えて、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票（マイクロフィルム）の記録はオンライン記録と一致している上、いずれの記録においても、標準報酬月額を遡及して訂正しているなどの不自然さは見当たらない。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周

辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 10 月 1 日から 44 年 6 月 1 日まで  
年金記録を確認したところ、株式会社Aに勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額がその前の期間より低くなっていた。

私は、在職期間中に給与を減額されたことは無く、申立期間の標準報酬月額がそれ以前の期間より低くなっているのは納得できないので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

株式会社Aに係る厚生年金保険被保険者名簿及びB健康保険組合が保管する健康保険の被保険者記録によると、申立人の申立期間及びその前後の標準報酬月額が、昭和 42 年 8 月の随時改定により 2 万 8,000 円に、43 年 7 月の随時改定により 3 万 9,000 円に、同年 10 月の定時決定により 3 万 6,000 円に、44 年 6 月の随時改定により 4 万 8,000 円に決定又は改定されていることが確認でき、これらの記録上の標準報酬月額は、オンライン記録上の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、オンライン記録上の標準報酬月額は、株式会社Aが保管する申立人の人事カードで確認できる固定的な給与（職務給及び年齢給）の額より高くなっており、当該人事カードに記載が無い残業手当等が含まれていたことが考えられることから、残業手当等の額の変動により、申立期間の始期に当たる昭和 43 年 10 月の定時決定における標準報酬月額の算定の基礎となる同年 5 月から同年 7 月までの 3 か月間に支給された給与の平均月額が、同年 7 月の随時改定における標準報酬月額の算定の基礎となる同年 4 月から同年 6 月までの 3 か月間に支給された給与の平均月額より低くなる

ことがあったとしても不自然とまでは言えない。

さらに、申立人と同じ昭和 42 年 4 月 1 日に株式会社Aにおいて厚生年金保険の被保険者資格を取得している元同僚 68 人のうち、申立期間に被保険者資格がある 60 人について、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者名簿で 43 年 10 月の定時決定における標準報酬月額を確認したところ、当該定時決定前の標準報酬月額と比べて、高くなっている者が 3 人、変わらない者が 32 人、申立人と同様に低くなっている者が 25 人いることが確認できる上、低くなった者全員がこれに先立つ同年 7 月の随時改定により申立人と同様に標準報酬月額が高くなっていたことが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが当該定時決定において低くされた状況も認められない。

加えて、株式会社Aは、同社が保管する申立人の人事カードにより固定的な給与の額は確認できるものの、ほかの資料は既に廃棄済みであり、給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額については不明である旨回答しているほか、複数の元同僚に照会したが、申立期間当時の給与明細書等を保管している者がいないことから、申立人の給与の総支給額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

宮城厚生年金 事案 2726 (事案 1892、2621 の再々申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和26年4月18日から同年7月1日まで  
② 昭和28年10月1日から36年4月1日まで

私は、脱退手当金を受給したことは無く、A事業所の元同僚は年金記録について申立てを行い、脱退手当金を受給していないものと認められている。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和36年8月9日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはないことがないこと、ii) 厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、36年8月1日に申立人の氏名変更が行われていることが確認でき、申立期間の脱退手当金が同年8月9日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて氏名変更が行われたと考えるのが自然であること、iii) 申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、申立人に対し、既に当委員会の決定に基づき平成22年12月27日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立期間に係る再申立てについては、申立人は前回の審議結果に納得できないとし、前回の審議結果に基づく通知文書の中で厚生年金保険

被保険者記号番号払出簿の氏名変更が行われたのは昭和 36 年 8 月 1 日となっているが、婚姻したのは 33 年\*月\*日であるとして、戸籍謄本を提出し、再申立てを行ったが、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更は、婚姻に伴い自動的に変更されるものではなく、厚生年金保険被保険者氏名変更届が社会保険出張所（当時）へ提出されることによって変更されるものであって、申立人に係る婚姻日（昭和 33 年\*月\*日）、厚生年金保険被保険者記号番号払出簿の氏名変更年月日（昭和 36 年 8 月 1 日）及びオンライン記録の脱退手当金の支給決定日（昭和 36 年 8 月 9 日）を時系列で見ると、脱退手当金の支給決定日と払出簿の氏名変更年月日が近接していることから、申立期間に係る脱退手当金の請求に伴い氏名変更の届出が行われたと考えるのが自然であり、申立人の再申立てに当たっての主張は委員会の当初の決定を変更すべき事情とは認められず、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 11 月 4 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、A事業所での元同僚 2 人が脱退手当金に関する申立てを他の年金記録確認第三者委員会に対して行い、申立てが認められたとしてその通知文の写しを資料として提出しているが、これらの申立ては、脱退手当金に係る最終事業所が申立人とは異なり、A事業所の後に勤務した事業所である上、本来脱退手当金を請求する場合には請求以前の全ての厚生年金保険被保険者期間を対象とすべきところ、最終事業所の前に同一記号番号で管理された一部未請求期間が在ることなどから事務処理に不自然さがうかがえるとしてあっせんされたものであり、いずれの申立ても申立人の申立てとは事情が異なることから、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 16 日から 39 年 6 月 16 日まで  
脱退手当金に係るはがきが届き、申立期間について、脱退手当金を受給したことになることを初めて知ったが、A株式会社を退職後、脱退手当金を受給した記憶は無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社を管轄していたB社会保険事務所（当時）には、申立人に係る脱退手当金裁定請求書が現存しており、同請求書には、「小切手 40.8.23 支払済」及び「C県D金融機関」の押印が確認できる上、同請求書の申立人の住所は、「C県E郡F町G地区\*番地 H氏方」と記載されていることから、婚姻後の同住所に国庫金送金通知書が送付された後、最寄りのD金融機関を払渡金融機関として隔地払で支給されたことが推認される。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の請求が行われたことをうかがわせる「脱」の表示が記されていることが確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはいかない。

なお、脱退手当金が未請求となっている別事業所の厚生年金保険被保険者期間が確認できるが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間は別の記号番号で管理されており、申立期間の脱退手当金の請求時期である昭和 40 年当時、社会保険事務所（当時）では、請求者からの申出が無い場合、別の記号番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったものと考えられることから、当該未請求期間があることを

もって不自然な請求であるとも言えない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 3 月 31 日から同年 12 月 1 日まで  
厚生年金保険の加入期間について照会したところ、A株式会社に勤務していた期間のうち、昭和 51 年 3 月 31 日から同年 12 月 1 日までの期間の記録が無いことが分かった。

昭和 51 年 3 月 31 日にA株式会社で厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、同年 12 月 1 日にB有限会社で被保険者資格を取得しているが、申立期間も継続して勤務し、健康保険を使ったことがあり、厚生年金保険にも加入していたと思われるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてもらいたい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び同僚の証言により、申立人が、申立期間についてA株式会社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、当該事業所において被保険者であった申立人を含む 17 人全員が昭和 51 年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、同原票に資格喪失日が遡及して訂正されているなどの不自然な箇所は見当たらない。

また、申立人は、昭和 51 年 12 月 1 日に厚生年金保険の新規適用事業所となったB有限会社（A株式会社と代表取締役及び所在地が同じ。）において、被保険者資格を取得しているところ、上記 17 人のうち 7 人が、申立人と同日にB有限会社で被保険者資格を取得していることが確認できるが、全員について申立期間に厚生年金保険の被保険者であったことは確認できない。

さらに、上記7人のうち、A株式会社において経理事務を担当していたとする者は、「社長から経営不振で社会保険料は払えないので各自で保険に入るように言われた。」、「申立期間の厚生年金保険料は給与から控除していなかった。」と述べている上、ほかの複数の同僚も、「勤務は継続していたものの、一時的に厚生年金保険の被保険者資格を喪失する旨を聞いた。」と述べているところ、申立期間に国民年金に加入し、国民年金保険料を納付している者も複数確認できる。

加えて、A株式会社は既に解散しており、当時の代表取締役も既に亡くなっていることから、申立期間当時の厚生年金保険の加入状況等について確認することができず、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 35 年 1 月 18 日から同年 11 月 7 日まで  
② 昭和 35 年 12 月 1 日から 41 年 9 月 20 日まで  
年金記録を調べてもらったところ、A株式会社とB株式会社の勤務期間については、脱退手当金を受給しているため厚生年金保険の被保険者期間には算入されないとの回答を受け取った。

当時、脱退手当金という制度があったこと自体を知らず、脱退手当金を受け取った記憶も無いので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金の請求書類として提出された脱退手当金裁定請求書には、申立人が当時住んでいたと述べているC県D市の住所が記載されている上、脱退手当金計算書には、脱退手当金の支払渡店として当該住所近くのE金融機関の記載があり、オンライン記録の脱退手当金支給日と同じ昭和 43 年 4 月 2 日付けで「小切手交付済」の押印が確認できることから、当該金融機関を受取先金融機関として指定された脱退手当金の支払決定通知書が申立人の住所に送付されたものと考えられる。

また、申立期間の脱退手当金支給額に計算上の誤りは無い上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの申立理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 50 年 9 月 1 日から 52 年 8 月 31 日まで  
国の記録では、A株式会社勤務していた期間のうち、昭和 50 年 9 月 1 日から 52 年 8 月 31 日までの標準報酬月額が 5 万 2,000 円となっているが、実際の給与はその前の期間と変わりなく 15 万円ぐらい支給されていた。

当時は子供二人を扶養しており、生活できないような給与に減額された記憶は無いので、申立期間の標準報酬月額の記録を給与支給額に応じた額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A株式会社に係る事業所別被保険者名簿によれば、昭和 49 年 11 月 1 日に事業所名称が株式会社Bに変更されており、当該名簿においてオンライン記録と一致する申立人の厚生年金保険被保険者記録が確認できることから、申立人は、申立期間において株式会社Bに勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、株式会社Bの元代表取締役等に聴取しても、当時の給与台帳及び社会保険台帳等の資料は残っていないとしていることから、申立期間における申立人の報酬月額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によれば、申立人が業務内容が同じであるとして名前を挙げた同僚の資格喪失時（昭和 50 年 3 月）の標準報酬月額（7 万 6,000 円）は、申立人の主張する標準報酬月額の約 2 分の 1 である上、申

立人は、子育て中のため、毎日出勤していたわけではないと述べているところ、別の同僚は「申立人は、会社にはほとんど来なかった。」と証言していることから、申立人の主張を裏付ける事情はうかがえない。

さらに、上記事業所別被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額等の記載内容に不備は無く、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

このほか、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。